

業務提携契約書

ISE国際セルフまつげエクステ協会（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、相互にその業務の発展を図り、セルフまつげエクステの普及のため指導業務の提携について契約を締結（以下、「本契約」という。）し、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 本契約は、甲の代わりに乙が乙の顧客に対し、自分自身でまつげエクステを行えるように指導することを目的とし、甲は業務に必要な商品及びサービスを提供する。

（定義）

第2条 この契約書において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） セルフレッスンとは、90分のレッスンで、自分でまつげエクステが着けられるようになることをいう。
- （2） セルフまつげエクステインストラクター（以下「Instructor」という。）とは、甲が運営するセルフまつげエクステインストラクター養成講座を修了し、協会が定める手続きにより資格取得を申請し認定された者をいう。
- （3） セルフまつげエクステインストラクター講師（以下「Master Instructor」という。）とは、甲が運営するセルフまつげエクステインストラクターの育成ができる者をいう。
- （4） Sub Ownerとは、セルフレッスンはできないが、Instructor、Master Instructorの紹介のみできる者をいう。
- （5） フランチャイジーとは、甲とフランチャイズ契約を締結するサロンオーナーをいう。

（本サービスの内容）

第3条 乙が行う業務の内容（以下、「本業務」という。）は、以下の通りとする。

- （1） セルフレッスン
- （2） Instructorの紹介
- （3） Master Instructorの紹介

2 Master Instructorは、前項に加えて以下の業務を行えるものとする。

- （1） Instructorの養成（30人以上のセルフレッスン経験を終え、甲が認めたもの）
- （2） Master Instructorの養成（30人以上のセルフレッスン経験を終え、甲が認めたもの）

(3) Sub Ownerの紹介

(4) フランチャイジーの紹介

(業務委託費)

第4条 本件業務の委託費は、甲が別途定める価格表に基づいて支払われるものとする。

2 甲は、乙が毎月末日までに行った業務内容に応じた費用を翌月25日までに協会指定銀行口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

(年会費)

第5条 乙は、甲に対し、協会年会費として、金10,000円(税別)を甲の指定する方法により年1回支払うものとする。

(商品)

第6条 甲は、乙に対し、セルフプレスンに使用する人口毛のキットを特別価格で提供する。

2 キットの価格については、甲が別途定める価格表に基づくものとする。

3 商品の仕様については、甲が定めるものとする。

4 甲は、可能な限り乙が使用できる状況に維持する義務を負う。

(商標)

第7条 乙は、甲の提供する商標を表示して業務を提供することができる。

2 商標の表示の態様及び方法は、甲が定める。

(第三者の権利侵害)

第8条 甲は、本契約の履行にあたり、第三者の保有する特許権、意匠権、商標権、実用新案権等の産業財産権その他の権利を侵害しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(責任者)

第9条 乙は、業務の現場での管理または実施責任を有し、所属従業員を指揮監督し、円滑かつ適正な業務運営等を行うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、本件業務を他の者に対し、再委託してはならないものとする。

(権利義務の譲渡及び承継の禁止)

第11条 乙は、本契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡または承継してはならない。

（守秘義務及び目的外利用禁止）

第12条 乙は、本業務の遂行上甲から受領した、甲の機密情報（営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報）を、適正な管理のもと秘密として取扱い、事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、かつ、本業務を行なうために必要な範囲を超えて使用してはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後も存続するものとする。

（損害賠償責任）

第13条 乙は、本業務実施によって、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼしたときは、甲に対しその損害を賠償するものとする。

（第三者への損害）

第14条 乙は、本業務の実施によって第三者に損害を及ぼした場合、乙が当該第三者に対し損害賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が乙の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者へ損害賠償を行った場合、それにかかった費用を乙に請求できるものとする。

3 本業務の実施によって第三者との間に紛争を生じた場合は、甲乙は協力してその解決にあたるものとする。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本契約に違反した場合には、相当なる期間を定め、かかる違反の是正を催告し、当該期間内にかかる違反が是正されない場合には、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する時は、何らの通知、催告を要せず即時に本契約の全部または一部を解除することができる。

（1）死亡、破産、民事再生、会社更生または特別清算の申立があったとき

（2）手形交換所の取引停止処分、差押、仮差押、仮処分。その他競売等の強制執行または滞納処分を受けたとき

（3）営業の廃止または解散の決議をしたとき

（4）本契約を締結するにあたり、虚偽の内容の申告をしたときまたは故意に誤解を生じさせたとき

3 前項の規定により契約を解除した場合、甲及び乙は、相手方に対しその違約金を請求することができないものとする。

4 理由のいかんを問わず、乙が甲に対して支払った会費については一切返還しないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

（１）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

（２）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（３）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（４）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（５）本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

２ 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

（１）第１項に違反したとき

（２）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３ 甲および乙は、相手方が第１項または前項の規定に違反した時は、相手方に対し違約金として金１００万円の支払いを直ちに請求することができる。

（本契約の有効期間）

第17条 本契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とし、その後同一条件で更新するものとする。

２ 契約を更新しない場合には、更新期限の１か月前までに相手方に対し、更新しない旨の通知を書面にて行うものとする。

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関する一切の訴訟については、甲の住所地を管轄する地方裁判所をもって、第一

審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第19条 本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲

印

乙(住所)

(氏名)

印